

11. 暮らしの情報

郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障がい等があり、次に該当する方は、自宅等での不在者投票（郵便等投票）の制度が利用できます。

身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹、移動機能	1～2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級
	免疫、肝臓	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証をお持ちの方	要介護状態区分	要介護5

◆代理記載

上記に該当する方で、自ら記載をすることができない方のうち、次に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に投票の代理記載をしてもらうことができます。

- ①身体障害者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障がい等級が1級の方
- ②戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障がい等級が特別項症～第2項症の方

◆手続方法

あらかじめ市選挙管理委員会に自らが署名した「郵便等投票申請書」を提出し「郵便等交付証明書」の交付を受ける必要があります。

※点字による投票は認められていません。

【問い合わせ先】 大仙市選挙管理委員会事務局
TEL:0187-72-2167 FAX:0187-72-3299

車椅子の貸し出し

ケガや通院等で一時的に車椅子が必要な在宅の方に、車椅子を短期間無料でお貸しします。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

声の広報・点字広報

視覚に障がいのある方に、市の広報紙「だいせん日和」をデイジーに録音した「声の広報」や点字にした「点字広報」をお届けします。ご希望の方はご連絡ください。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

生活福祉資金の貸付制度

次の表にある生活福祉資金の貸付相談を受け付けています。
貸付対象、貸付限度額、貸付利率、償還期間等はお住いの支所へお問い合わせください。

資金の種類	資金の目的
①総合支援資金	・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費
②福祉資金	・福祉費（用途の一部） 住宅の増改築や補修の経費 福祉用具や障がい者用自動車の購入経費 介護サービス、障がい者サービスを受けるのに必要な経費 ・緊急小口資金 緊急かつ一時的な生計維持のための少額貸付
③教育支援資金	・教育支援費 ・就学支度費 高校、大学等の就学や入学に際し必要な経費
④不動産担保型生活資金	・不動産担保型生活資金 ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

【問い合わせ先】大仙市社会福祉協議会

■本所・大曲支所	TEL:0187-63-0277	■南外支所	TEL:0187-74-2097
■神岡支所	TEL:0187-72-2948	■仙北支所	TEL:0187-69-7799
■西仙北支所	TEL:0187-75-1145	■太田支所	TEL:0187-88-2940
■中仙支所	TEL:0187-56-4670		
■協和支所	TEL:018-892-3532		

NET119（ネット イチイチキュー）

聴覚や発話等の障がいにより、音声による119番通報が困難な方のためのスマートフォン等から文字会話で通報可能な登録制サービスです。

◆対象となる方

大仙市・仙北市・美郷町のいずれかに住所を有する方。

身体障害者手帳の交付を受け、聴覚機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいにより音声で会話することが困難で、文字情報等による意思疎通が可能な方。（身体障害者手帳の交付を受けていない場合でも、対象となる場合もあります。）

【問い合わせ先】大曲仙北広域市町村圏組合消防本部 通信指令課 TEL:0187-63-0344